

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4819632号
(P4819632)

(45) 発行日 平成23年11月24日(2011.11.24)

(24) 登録日 平成23年9月9日(2011.9.9)

(51) Int.Cl.		F I		
HO4M 9/00	(2006.01)	HO4M 9/00	H	
GO8B 25/00	(2006.01)	GO8B 25/00	510M	
GO8B 25/04	(2006.01)	GO8B 25/04	G	
HO4N 7/18	(2006.01)	GO8B 25/04	J	
		HO4N 7/18	H	

請求項の数 3 (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願2006-259447 (P2006-259447)	(73) 特許権者	000100908 アイホン株式会社 愛知県名古屋市熱田区神野町2丁目18番地
(22) 出願日	平成18年9月25日(2006.9.25)	(74) 代理人	100078721 弁理士 石田 喜樹
(65) 公開番号	特開2008-79259 (P2008-79259A)	(72) 発明者	永井野 亮 愛知県名古屋市熱田区神野町2丁目18番地 アイホン株式会社内
(43) 公開日	平成20年4月3日(2008.4.3)	(72) 発明者	鬼頭 英嗣 愛知県名古屋市熱田区神野町2丁目18番地 アイホン株式会社内
審査請求日	平成21年8月11日(2009.8.11)	(72) 発明者	小川 憲一 愛知県名古屋市熱田区神野町2丁目18番地 アイホン株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 集合住宅インターホンシステム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

集合玄関において居住者を呼び出すための集合玄関機と、各フロアにおいて居住者を呼び出すためのフロア玄関機と、前記集合玄関機及び前記フロア玄関機の夫々に対応して設置されたオートドア設備と、個々の住戸において呼び出しに应答するための居室親機と、各機器間の音声信号等を制御する制御機とを有し、更に前記集合玄関機には、前記フロア玄関機に対応したオートドア設備を解錠する解錠カードを発券するカード発券機が接続されると共に、前記フロア玄関機には対応するオートドア設備を解錠するためのカード情報入力手段が接続された集合住宅インターホンシステムにおいて、
前記カード発券機は、発券した解錠カードと区別できる番号を新たな解錠カードに記録して発券し、

前記制御機は、個々の居室と前記フロア玄関機を関連付けたルート情報を記憶するルート記憶手段と、発券した解錠カードの情報と訪問先情報を記憶するカード情報記憶手段と、前記カード情報入力手段に入力されたカード情報と記憶している解錠カード情報とを比較して正誤を判断する制御機制御手段とを備え、

前記制御機制御手段は、前記ルート記憶手段及び前記カード情報記憶手段の情報を参照して、前記カード情報入力手段に入力されたカード情報が前記カード発券機において発券したカード情報であって、且つ訪問先情報に関連づけられたフロア玄関機から入力されたカード情報である場合に正しい情報であると判断して解錠制御を行い、他のオートドア設備に関連付けられた誤った解錠カード情報であると判断した場合には、解錠操作されたフロ

アの前記フロア玄関機からフロアが間違っている旨の案内情報を発する制御を行うことを特徴とする集合住宅インターホンシステム。

【請求項2】

集合玄関において居住者を呼び出すための集合玄関機と、各フロアにおいて居住者を呼び出すためのフロア玄関機と、前記集合玄関機及び前記フロア玄関機の夫々に対応して設置されたオートドア設備と、個々の住戸において呼び出しに応答するための居室親機と、各機器間の音声信号等を制御する制御機とを有し、更に前記集合玄関機には、訪問者のバイオメトリクス情報を入力するための第1バイオメトリクス入力機が接続されると共に、前記フロア玄関機にはオートドア設備を解錠するための第2バイオメトリクス入力機が接続され、

10

前記制御機は、個々の居室と前記フロア玄関機を関連付けたルート情報を記憶するルート記憶手段と、前記第1バイオメトリクス入力機から入手した訪問者情報と訪問先情報を記憶するバイオメトリクス情報記憶手段と、前記第2バイオメトリクス入力機から入手した訪問者情報と記憶しているバイオメトリクス情報とを比較して正誤を判断する制御機制御手段とを備え、

前記制御機制御手段は、前記ルート記憶手段及び前記バイオメトリクス情報記憶手段の情報を参照して、前記第2バイオメトリクス入力機に入力されたバイオメトリクス情報が前記第1バイオメトリクス入力機において入力された情報であって、且つ訪問先情報に関連づけられた第2バイオメトリクス入力機から入力された情報である場合に正しい情報であると判断して解錠制御を行い、他のオートドア設備に関連付けられた間違った情報であると判断した場合には、解錠操作された前記フロア玄関機からフロアが間違っている旨の案内情報を発する制御を行うことを特徴とする集合住宅インターホンシステム。

20

【請求項3】

前記フロア玄関機は訪問者を撮像するためのカメラを有すると共に、管理室にはカメラ撮像映像を出画するモニタを備えた管理室親機が設置され、前記制御機制御手段は、前記所定の案内情報を発する制御に合わせて、解錠操作されたフロア玄関機のカメラを撮像制御して撮像映像を前記管理室親機に出画制御することを特徴とする請求項1又は2に記載の集合住宅インターホンシステム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

30

【0001】

本発明は、集合住宅インターホンシステムに関し、特に集合玄関以外に各フロアにもオートドアを設けて、セキュリティを向上させた集合住宅インターホンシステムに関する。

【背景技術】

【0002】

集合玄関以外に各フロアエントランスにもオートドア装置を設けて、セキュリティを向上させた集合住宅インターホンシステムとして例えば特許文献1に記載されたものがある。この特許文献1では、集合玄関機で訪問先の居室親機の呼び出しを行うと、応答した居住者により集中エントランスのオートドアが解錠される。また、集中エントランスには発券機が設置され、解錠操作を受けた制御機は、発券機からフロアに設けられたオートドアを解錠操作するための解錠カードを発券し、訪問者はその解錠カードを持って集中エントランスのオートドアを通過して訪問先の住戸のあるフロアに進み、そのフロアエントランスに設置されたカードリーダーに解錠カードを挿入することでフロアに設置されているオートドアが解錠され、目的とする住戸まで進むことができる構成となっている。

40

【特許文献1】特開2003-97110号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

上記特許文献1のシステムは、各フロアに設置されたオートドア設備に関しては、居住者を呼び出すことなく訪問者自身で容易に解錠操作でき、同時にセキュリティも維持でき

50

るので、居住者、訪問者の双方にとって利便性が高いシステムとなっている。ところが、発券される解錠カードは、訪問先の住戸のあるフロアの電気錠しか解錠することができないため、訪問者が間違って訪問先の住戸とは異なるフロアに進んで解錠操作した場合、オートドア設備は反応せず解錠することはない。そのため、訪問者はどうすればよいか戸惑ってしまう場合があった。

これは、異なったフロアでも解錠するよう解錠カード情報を変更すれば解決できるがセキュリティの劣化を招くことになる。

【0004】

そこで、本発明はこのような問題点に鑑み、各フロアにもオートドアが設置された集合住宅において、訪問者が訪問先の住戸のあるフロアとは異なるフロアに進んでしまった場合に、訪問者が間違っていることを認識できる集合住宅インターホンシステムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0005】

上記課題を解決する為に、請求項1の発明は、集合玄関において居住者を呼び出すための集合玄関機と、各フロアにおいて居住者を呼び出すためのフロア玄関機と、集合玄関機及びフロア玄関機の夫々に対応して設置されたオートドア設備と、個々の住戸において呼び出しに応答するための居室親機と、各機器間の音声信号等を制御する制御機とを有し、更に集合玄関機には、フロア玄関機に対応したオートドア設備を解錠する解錠カードを発券するカード発券機が接続されると共に、フロア玄関機には対応するオートドア設備を解錠するためのカード情報入力手段が接続された集合住宅インターホンシステムにおいて、カード発券機は、発券した解錠カードと区別できる番号を新たな解錠カードに記録して発券し、制御機は、個々の居室とフロア玄関機を関連付けたルート情報を記憶するルート記憶手段と、発券した解錠カードの情報と訪問先情報を記憶するカード情報記憶手段と、カード情報入力手段に入力されたカード情報と記憶している解錠カード情報とを比較して正誤を判断する制御機制御手段とを備え、制御機制御手段は、ルート記憶手段及びカード情報記憶手段の情報を参照して、カード情報入力手段に入力されたカード情報がカード発券機において発券したカード情報であって、且つ訪問先情報に関連づけられたフロア玄関機から入力されたカード情報である場合に正しい情報であると判断して解錠制御を行い、他のオートドア設備に関連付けられた誤った解錠カード情報であると判断した場合には、解錠操作されたフロアのフロア玄関機からフロアが間違っている旨の案内情報を発する制御を行うことを特徴とする。

この構成によれば、訪問者が訪問先の住戸のあるフロアとは異なったフロアに進んでオートドアを解錠操作した場合、フロア玄関機からは間違いである旨の案内情報が発せられるので、訪問者はすぐに間違っただフロアに居ることに気づき、不安を抱くことなく正しいフロアに進むことができる。

【0006】

請求項2の発明は、集合玄関において居住者を呼び出すための集合玄関機と、各フロアにおいて居住者を呼び出すためのフロア玄関機と、集合玄関機及びフロア玄関機の夫々に対応して設置されたオートドア設備と、個々の住戸において呼び出しに応答するための居室親機と、各機器間の音声信号等を制御する制御機とを有し、更に集合玄関機には、訪問者のバイオメトリクス情報を入力するための第1バイオメトリクス入力機が接続されると共に、フロア玄関機にはオートドア設備を解錠するための第2バイオメトリクス入力機が接続され、制御機は、個々の居室とフロア玄関機を関連付けたルート情報を記憶するルート記憶手段と、第1バイオメトリクス入力機から入手した訪問者情報と訪問先情報を記憶するバイオメトリクス情報記憶手段と、第2バイオメトリクス入力機から入手した訪問者情報と記憶しているバイオメトリクス情報とを比較して正誤を判断する制御機制御手段とを備え、制御機制御手段は、ルート記憶手段及びバイオメトリクス情報記憶手段の情報を参照して、第2バイオメトリクス入力機に入力されたバイオメトリクス情報が第1バイオメトリクス入力機において入力された情報であって、且つ訪問先情報に関連づけられた第2

10

20

30

40

50

バイオメトリクス入力機から入力された情報である場合に正しい情報であると判断して解錠制御を行い、他のオートドア設備に関連付けられた間違っただ情報であると判断した場合には、解錠操作されたフロア玄関機からフロアが間違っている旨の案内情報を発する制御を行うことを特徴とする。

この構成によれば、訪問者が訪問先の住戸のあるフロアとは異なったフロアに進んでオートドアを解錠操作した場合、フロア玄関機からは間違いである旨の案内情報が発せられるので、訪問者はすぐに間違っただフロアに居ることに気づき、不安を抱くことなく正しいフロアに進むことができる。

【0007】

請求項3の発明は、請求項1又は2に記載の発明において、フロア玄関機は訪問者を撮像するためのカメラを有すると共に、管理室にはカメラ撮像映像を出画するモニタを備えた管理室親機が設置され、制御機制御手段は、所定の案内情報を発する制御に合わせて、解錠操作されたフロア玄関機のカメラを撮像制御して撮像映像を管理室親機に出画制御することを特徴とする。

10

この構成によれば、訪問者が訪問先の住戸のあるフロアとは異なったフロアに進んで解錠操作した場合、管理室親機でその訪問者を映し出すので、間違っただ訪問者に対してアナウンス等行いやすい。

【発明の効果】

【0008】

本発明によれば、訪問者が訪問先の住戸のあるフロアとは異なったフロアに進んでオートドアを解錠操作した場合、フロア玄関機からは間違いである旨の案内情報が発せられるので、訪問者はすぐに間違っただフロアに居ることに気づき、不安を抱くことなく正しいフロアに進むことができる。

20

【発明を実施するための最良の形態】

【0009】

以下、本発明を具体化した実施の形態を、図面に基づいて詳細に説明する。図1は本発明に係る集合住宅インターホンシステムの第1の実施形態を示す構成図であり、3階からなる集合住宅に設置されたシステムを示している。図1において、1は集中エントランス（集合玄関）に設置された集合玄関機、2は集合玄関機1に対応したオートドア設備、3は各フロアに設置されたオートドアを解錠するためのカード発券機、4は個々の住戸に設置された居室親機、5aは1階のフロアエントランスに設置された1階フロア玄関機、6aは1階フロア玄関機5aに対応して設置され、1階の住戸を訪問する際通過する1階オートドア設備、7aは1階オートドア設備6aを解錠するための1階カードリーダー、5bは2階のフロアエントランスに設置された2階フロア玄関機、6bは2階フロア玄関機5bに対応して設置され、2階の住戸を訪問する際通過する2階オートドア設備、7bは2階オートドア設備6bを解錠するための2階カードリーダー、5cは3階のフロアエントランスに設置された3階フロア玄関機、6cは3階フロア玄関機5cに対応して設置され、3階の住戸を訪問する際通過する3階オートドア設備、7cは3階オートドア設備6cを解錠するための3階カードリーダー、8は管理室に設置された管理室親機、9はシステムを制御する制御機である。

30

40

【0010】

尚、1階～3階フロア玄関機5a～5cは以下フロア玄関機5とし、1階～3階オートドア設備6a～6cは以下フロアオートドア設備6とし、1階～3階カードリーダー7a～7cは以下単にカードリーダー7として説明する。

【0011】

集合玄関機1、居室親機4、フロア玄関機5、管理室親機8は夫々伝送線M1～M4により制御機9に接続されている。また、オートドア設備2、発券機3は集合玄関機1に接続され、フロアオートドア設備6、カードリーダー7は夫々対応したフロア玄関機5に接続されている。

【0012】

50

図2は主要機器を回路ブロックで示した接続図を示し、集合玄関機1は、カード発券機3と通信を行う第1通信回路13、オートドア設備2と通信を行う第2通信回路14、制御機9と通信を行う第3通信回路15、居室親機4の呼び出しを行う操作部16、居室親機4と通話するためのマイク17及びスピーカ18、音声IF回路19、訪問者を撮像するカメラ20、これら全てを制御する集合玄関機CPU21を備えている。

【0013】

フロア玄関機5は、対応するカードリーダー7と通信する第1通信回路24、対応するフロアオートドア設備6と通信する第2通信回路25、制御機9と通信を行う第3通信回路26、居室親機4の呼び出しを行う操作部27、居室親機4と通話するためのマイク28及びスピーカ29、音声IF回路30、訪問者を撮像するカメラ31、音声信号を記憶する音声メモリ32、これらを制御するフロア玄関機CPU33を備えている。

10

【0014】

居室親機4は、集合玄関機1及びフロア玄関機5と通話を行うためのマイク36及びスピーカ37、音声IF回路38、オートドア設備2及びフロアオートドア設備6を解錠操作する操作部39、集合玄関機カメラ20、或いはフロア玄関機カメラ31が撮像した訪問者映像を出画するモニタ40、制御機9と通信を行う通信回路41、これらを制御する居室親機CPU42を備えている。

【0015】

管理室親機8は、居室親機4或いは集合玄関機1と通話を行うマイク45及びスピーカ46、音声IF回路47、オートドア設備2及びフロアオートドア設備6を解錠操作する操作部48、集合玄関機カメラ20或いはフロア玄関機カメラ31の撮像映像を出画するモニタ49、制御機9と通信を行う通信回路50、これらを制御する管理室親機CPU51を備えている。

20

【0016】

制御機9は、集合玄関機1と通信を行う第1通信回路53、フロア玄関機5と通信を行う第2通信回路54、居室親機4と通信を行う第3通信回路55、管理室親機8と通信を行う第4通信回路56、カード発券機3とカードリーダー7と集合玄関機1とフロア玄関機5とから取得するデータ、及びカードリーダー7とフロアオートドア設備6と居室番号とを関連付けた情報を記憶する制御機メモリ(ルート記憶手段、カード情報記憶手段)57、それらを制御する制御機CPU(制御機制御手段)58を備えている。

30

【0017】

次に、このように構成された集合住宅インターホンシステムの動作を訪問者の呼出操作を中心に説明する。訪問者が集合玄関機1を操作して居住者を呼出操作、例えば101号室(1階の住戸)を呼出操作すると、呼び出しを受けた101号室の居室親機4は、呼出操作により撮像を開始した集合玄関機カメラ20の撮像映像をモニタ40に出画する。

居住者がこの映像を見ながら通話を行い訪問者を確認したら、図3に示す操作部39の解錠ボタン60を押すことで、集中エントランスのオートドア設備2の解錠信号と解錠カード(図示せず)の発券信号が制御機9に送信される。図3は、居室親機4の操作部39の説明図であり、モニタ40前面に配置されたタッチパネルで構成されている。そして、解錠ボタン60は訪問者映像に隣接して表示される。

40

【0018】

居室親機4から送信された解錠信号及び発券信号は、制御機9を経由して集合玄関機1に送信され、発券信号を受信した集合玄関機1はカード発券機3と通信を行い解錠カードの発券を行う。同時に、オートドア設備2に解錠信号を送信し、オートドア設備2は解錠される。

尚、発券された解錠カードには、発券された他の解錠カードと区別する特有の番号(集合玄関機1若しくはカード発券機3が決めるカード番号)が磁気情報等で記録されており、そのカード番号は集合玄関機1と制御機9との通信により制御機メモリ57に訪問先居室番号と合わせて記憶される。

【0019】

50

訪問者は、こうして発券された解錠カードを持って集中エントランスのオートドア設備 2 を通過して訪問先の 101 号室のある 1 階のフロアエントランスへ進み、1 階カードリーダー 7 a に解錠カードを通す。カード番号を読み取った 1 階カードリーダー 7 a は、1 階フロア玄関機 5 a へカード情報を送信し、1 階フロア玄関機 5 a はそのカード番号とフロア玄関機番号を制御機 9 へ送信する。

【0020】

制御機 9 は、第 1 フロア玄関機 5 a から受信したカード番号と制御機メモリ 57 に記憶されているカード番号及びカード番号に関連付けられた居室番号（訪問先居室番号）等を照合し、1 階フロアエントランスのオートドア設備 6 a を開く許可・不許可の判断を行う。

10

詳しくは、制御機メモリ 57 には個々の居室親機 4 とフロア玄関機 5 とを関連付けたルート情報、及び発券した解錠カードと訪問先住戸を関連付けたカード情報が記憶され、訪問先の住戸（101 号室）が 1 階にあること、発券した解錠カード番号は 101 号室に関連付けられていることが記憶されている。これらの情報から、制御機 CPU 58 は、第 1 フロア玄関機 5 a から受信したカード番号情報及びフロア玄関機情報から、カード番号に関連付けられた居室のあるフロアから送信されかどうか判断し、関連付けられたフロア（のカードリーダー）から送信された情報であれば、開許可信号をそのフロア玄関機 5 a に返信し、関連付けられていないフロアから送信された情報であれば開不許可信号をフロア玄関機 5 a に返信する。

【0021】

20

ここでは、101 号室のある 1 階フロア玄関機 5 a の 1 階カードリーダー 7 a が解錠カードを読み取り、その情報が制御機 9 に送信されるので、開許可信号が返信される。こうして制御機 9 から開許可信号を受信した 1 階フロア玄関機 5 a は、1 階オートドア装置 6 a に解錠信号を送信し、1 階オートドア装置 6 a は開動作する。こうして開いたオートドアを通過して、訪問者は 1 階のフロアエントランスから訪問先住戸へ進む。

【0022】

一方、開不許可信号が返信された場合は次のように動作する。上述したように訪問先住戸のない間違っただフロアエントランスのカードリーダー 7 が解錠操作を受けた場合に、そのフロア玄関機には最終的にフロアオートドア設備 6 の開不許可信号が制御機 9 から送信される。この信号を受信したフロア玄関機 5 は、フロアオートドア設備 6 の解錠制御をせず、音声メモリ 32 に記憶されている「お客様の訪問先はこのフロアにはありません」等のメッセージを取り出してスピーカ 29 から報音させる。更に、フロア玄関機 5 のカメラ 31 を起動して撮像映像を制御機 9 に伝送する。

30

【0023】

制御機 CPU 58 は、開不許可信号を返信する場合、同時に管理室親機 8 にモニタ 49 の起動及び報知動作等の管理室親機制御信号を送信する。そして、解錠操作を受けたフロア玄関機 5 と管理室親機 8 の映像伝送路を接続し、フロア玄関機 5 のカメラ 31 が撮像した映像を管理室親機 8 に伝送する。管理室親機 8 は、管理室親機 CPU 51 の制御により管理室親機制御信号を受けて LED 発光やブザー音等の報知制御を実施すると共に、伝送されてきたカメラ 31 の撮像映像をモニタ 49 に出画させる。

40

【0024】

このように、訪問者が訪問先の住戸のあるフロアとは異なったフロアに進んでオートドア設備を解錠操作した場合、フロア玄関機からは間違いである旨の案内情報が発せられるので、訪問者はすぐに間違っただフロアに居ることに気づき、不安を抱くことなく正しいフロアに進むことができる。

また、訪問者が訪問先の住戸のあるフロアとは異なったフロアに進んで解錠操作した場合、管理室親機でその訪問者を映し出すので、間違っただ訪問者に対してアナウンス等行いやすい。

【0025】

次に、本発明に係る集合住宅インターホンシステムの第 2 の実施形態を説明する。上記

50

第1の実施形態とは、フロアオートドア設備6の開け方(カード発券機3及びカードリーダー7)が異なり、他の構成は同様であるため、上記図1の構成図、図2の接続図を基に差異を説明する。ここでは、カード発券機3に代えて指紋情報や網膜情報等のバイオメトリクス情報を入手する第1バイオメトリクス入力機61、カードリーダー7に代えて第2バイオメトリクス入力機62(62a~62c)を使用している。

【0026】

この構成により、集合玄関機1からの呼び出しを受けた居住者が訪問者を確認したら、解錠ボタン60を押下することで、集中エントランスのオートドア設備2の解錠と共に集合玄関機1に接続された第1バイオメトリクス入力機61が起動され、訪問者のバイオメトリクス情報の入力が可能となる。そして、訪問者はガイド放送等で案内され、手を第1バイオメトリクス入力機61のセンサに押し付けたり、目をセンサに近づく等のバイオメトリクス情報の入力操作が行われる。

10

【0027】

このような入力操作を行った後、訪問者は集中エントランスのオートドア設備2を入って行き目的の住戸のあるフロアエントランスに進み、フロアエントランスに設置されている第2バイオメトリクス入力機62に再度入力する操作を行う。その後の制御機9の正誤判定動作、及び訪問者が間違っただフロアに進んだ場合の報知動作は解錠カードの正誤判定動作と同様となる。

このように、バイオメトリクス情報を利用して、解錠カードを発券する場合と同様の効果を奏する。

20

【0028】

尚、上記第1の実施形態では、発券した解錠カードをカード情報入力手段としてのカードリーダー7が読み取る構成であるが、カード発券機3は単に暗証番号を印刷した紙片をプリントアウトし、訪問者がこの紙片を持ってフロアスペースに進み、フロア玄関機5に備えたカード情報入力手段のテンキー等を操作して紙片に印刷された暗証番号を入力することで、フロアエントランスに設置されているフロアオートドア装置6を解錠する簡易な構成としても良い。この場合も同様に、間違っただフロアに訪問者が進んだ場合にアナウンス等を実施できる。

また、集合玄関機1でフロア玄関機カメラ31の撮像映像を出画する場合、合わせて録画しても良い。また、カードリーダー7に入力された情報、或いは第2バイオメトリクス入力機62が読み取った情報から、制御機9は訪問者の訪問先情報を入手できるので、間違っていることを報知するメッセージに加えて、進むべきフロア等を合わせてアナウンスしても良い。

30

【図面の簡単な説明】

【0029】

【図1】本発明に係る集合住宅インターホンシステムの一例を示す構成図である。

【図2】図1の要部機器を回路ブロック図で示した接続図である。

【図3】居室親機において集中エントランスの解錠操作を行う解錠ボタンを表示したタッチパネル説明図である。

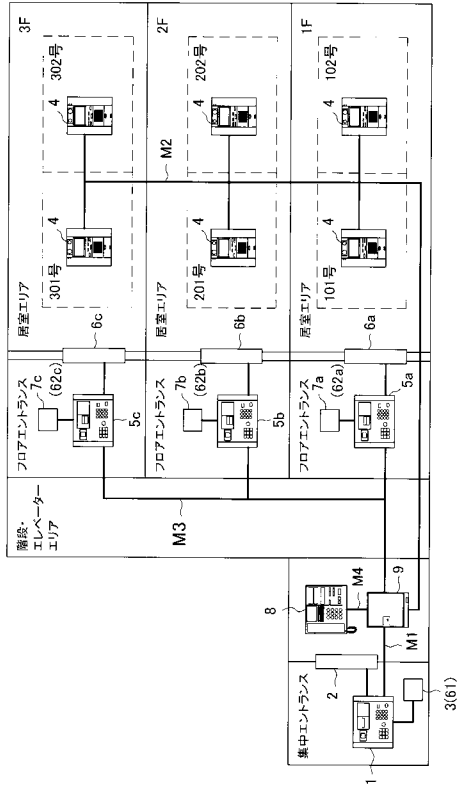
【符号の説明】

40

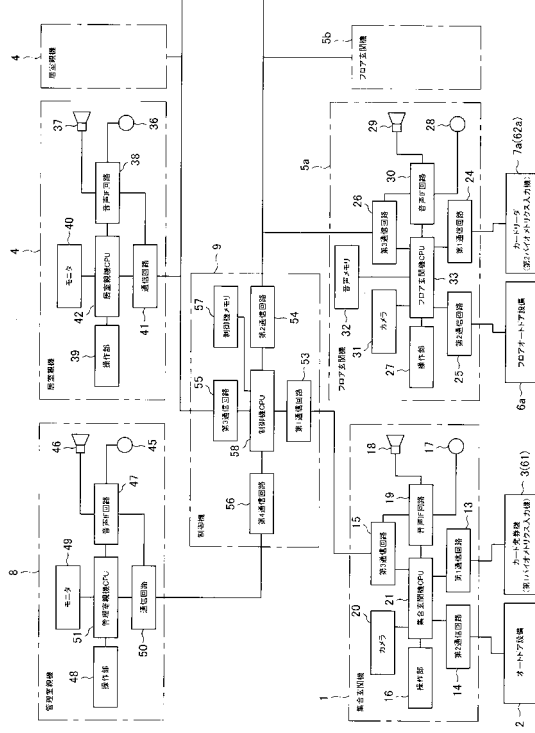
【0030】

1・・・集合玄関機、2・・・オートドア設備、3・・・カード発券機、4・・・居室親機、5(5a, 5b, 5c)・・・フロア玄関機、6(6a, 6b, 6c)・・・フロアオートドア設備、7(7a, 7b, 7c)・・・カードリーダー、8・・・管理室親機、9・・・制御機、21・・・集合玄関機CPU、29・・・スピーカ、31・・・カメラ、32・・・音声メモリ、33・・・フロア玄関機CPU、39・・・操作部、42・・・居室親機CPU、46・・・スピーカ、49・・・モニタ、51・・・管理室親機CPU、57・・・制御機メモリ(ルート記憶手段、カード情報記憶手段)、58・・・制御機CPU(親機制御手段)、61・・・第1バイオメトリクス入力機、62・・・第2バイオメトリクス入力機。

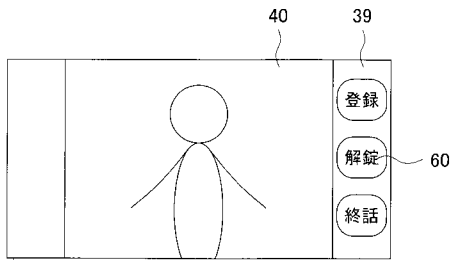
【図1】



【図2】



【図3】



フロントページの続き

審査官 町井 義亮

(56)参考文献 特開2003-097110(JP,A)
特開平11-331830(JP,A)
特開2000-054702(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G08B 13/00 - 15/02、19/00 - 31/00、
H04M 9/00 - 9/10、
H04N 7/18